

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) (2次募集) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) (2次募集) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_03.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の受付場所・受付期間

- 受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 受付期間：下記5. 参照（補助事業によって異なります。）

4. 留意点

受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

5. 受付期間

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
令和3年8月2日～令和3年11月30日
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
(2次募集) 令和3年10月4日～令和3年11月30日
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
令和3年8月16日～令和3年11月30日
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援
(2次募集) 令和3年10月4日～令和3年11月30日

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000469.html

(2) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
～大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します～
(配信日：R3.10.1)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、冬

用タイヤ交換時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 令和2年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- 発生件数は131件（対前年度比19件増加）
- 冬期（11月～2月）に多く発生
- 特に東北地域で多く発生
- 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

2. 「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施

平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」における車輪脱落事故防止対策として、大型車の車輪脱落防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめました。この緊急対策の確実な実施を図るため、本日より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います。

【実施期間】令和3年10月1日～令和4年2月28日

【主な実施項目】

- 各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの確認
- 運送事業者、タイヤ販売業者、自動車整備事業者等の関係者に向けて、啓発チラシを活用し確実な作業実施を依頼
- 自動車運送事業者による「大型車のホイール・ナットの緩みの総点検」を実施
- ホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検において、ホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施するよう啓発

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000273.html

(3) 令和3年度第2回「運行管理高度化検討会」を開催しました！

（配信日：R3.10.1）

国土交通省では、本年3月に「運行管理高度化検討会」を新たに立ち上げ、遠隔点呼（IT点呼）の対象拡大に向けた機器の性能要件等、運行管理の高度化に向けた制度に関する検討を行うこととしました。

この度、令和3年度第2回運行管理高度化検討会を開催しました。

○主な内容

- ・令和3年度運行管理高度化の検討スケジュールについて
- ・遠隔点呼の実証実験状況と制度化に向けた中間とりまとめについて
- ・遠隔点呼の実証実験第2弾について（10月～）
- ・自動点呼の実証実験について
- ・運行指示者の一元化の実証実験について（10月～）

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

(4) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止の徹底について

（配信日：R3.7.2）

本年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生いたしました。

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、これまで数次にわたり、事業者の皆様にも周知徹底を要請してきました。また、本年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取組を実施してきたところです。

しかし、事業用自動車における飲酒運転事故は減少傾向にあるものの、未だ根絶には至っておりません。

つきましては、改めて飲酒運転防止を周知徹底いただき、飲酒運転根絶に向けて強力的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(5) バス車内における車いすの固定に関する動画を国土交通省ホームページに掲載しました

（配信日：R3.6.25）

「バス車内における車いすの固定について（動画）」を作成し、国土交通省ホームページに掲載いたしました。

これは、「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書（R2.12）における車いす事故防止対策の一環として、（公社）日本バス協会、バス事業者、障害当事者団体、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団及び（一社）日本車椅子シーティング協会のご協力の下、作成したものです。

バス事業者における車いす固定の習熟やより円滑な固定の実施に向けた研修等に当動画を積極的に取り入れ、運転者への教育・研修の充実を図っていただくなど、幅広い活用にご協力方よろしくようお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03incarcident/wheelchairfixing.html>

(6) 新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について

(配信日 : R3. 5. 28)

現在、全国の自治体において、新型コロナワクチンの接種が進められているところですが、ワクチン接種に係る各種情報は、厚生労働省のホームページに掲載されております。

事業者や運転者の皆様にご留意いただきたい事項を以下にまとめましたので、接種に当たっての参考としていただくようお願いいたします。

1. ワクチン接種の副反応について正しい知識を持った上で、接種に臨むこと。

・厚生労働省 新型コロナワクチン トップページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・厚生労働省 新型コロナワクチンQ & A

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

2. 接種後の自動車の運転が制限されるわけではないが、接種後1～2日の間は、発熱等の体調変化に注意するとともに、点呼時にも入念に体調確認を行うこと。

3. 接種後、運転中に体調の異変を感じた場合には、無理に運行を継続するのではなく、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底するとともに、営業所において運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を確保すること。

4. その他、かかりつけ医や産業医にも相談し、健康管理に留意すること。

(7) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について (理化学研究所)

(配信日 : R3. 3. 5)

理化学研究所は3月4日にホームページ上において、路線バスの換気シミュレーション結果を発表しました。

シミュレーションの結果から、

①路線バスの換気性能は高い(窓を閉めていても約3.5分、窓を5cm開けると約2.5分で換気。エアコンフィルタの能力向上により、窓開けしなくても約2分で

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

